

議案第 5 1 号

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 9 月 1 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

境港市職員の育児休業等に関する条例（平成4年境港市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「第2条の3第3号において」を「以下」に改める。

第2条の3見出し中「日」を「日等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該育児休業に係る子について、当該非常勤職員又はその配偶者が子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合
- (2) 当該育児休業に係る子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の規則で定める場合

第3条第6号及び第4条中「別居したこと」を「別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」に改める。

第11条第7号中「別居したこと」を「別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 非常勤職員の育児休業について子が2歳に達する日まで取得できる場合の追加（第2条の3関係）

非常勤職員の育児休業について、保育所等に利用の申込みをしているが当面その実施が行われない場合は、当該育児休業に係る子が2歳に達する日まで取得できることとする。

- 2 再度の育児休業等ができる特別の事情の改正（第3条、第4条、第11条関係）

再度の育児休業、育児休業期間の延長又は再度の育児短時間勤務ができる特別の事情に、保育所等に利用の申込みをしているが当面その実施が行われない場合を追加する。

- 3 施行期日

公布の日

議案第 5 2 号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 9 月 1 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第34条の8第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」を「とする。第4項第1号において同じ」に改め、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)」に、「(当該修正申告書)」を「(当該増額更正)」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に、「については」を「については、前項の規定にかかわらず」に、「が提

出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を「家屋」に改める。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改め、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改め、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度分」を「各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」に改める。

（境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の一部を

次のように改正する。

附則第5条の4第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第12項を次のように改める。

12 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第16条の3第2項中「申告書を提出した場合」を「特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）」に、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第19条の4第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項

後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第19条の5第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第19条の5第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）附則第5条の4第1項の改正規定及び次条第2項の規定 平成31年1月1日

(2) 附則第4条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号。以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の境港市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。  
 (固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項において「改正法」という。))による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)  
 第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(境港市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 境港市税条例等の一部を改正する条例(平成26年境港市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に、「新条例第82条及び新一部改正条例附則第16条」を「市税条例第82条及び一部改正条例附則第16条」に改め、同条の表を次のように改める。

市税条例第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
市税条例第82条第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
市税条例第82条第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
一部改正条例附則第16条	第82条	境港市税条例等の一部を改正

第1項		する条例（平成26年境港市条例第14号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
一部改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
一部改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(i)の項	第2号ア(ウ)(i)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(i)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
一部改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(ii)の項	第2号ア(ウ)(ii)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(ii)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第5条 境港市税条例等の一部を改正する条例（平成29年境港市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2 中市税条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第3条を次のように改める。

（境港市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 境港市税条例等の一部を改正する条例（平成26年境港市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「新一部改正条例第16条」を「新一部改正条例附則第16条」に改め、同条の表新一部改正条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「及び」を「及び第3条の規定並びに」に改め、同条第4号中「及び第3条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 上場株式等の配当所得等に係る、個人市民税の課税方式の選択に係る所要の改正  
(第33条、第34条の8、附則第16条の3、附則第19条の4、附則第19条の5関係)

次の所得について、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後個人市民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項を基に課税できること等を明確化

- ・ 特定上場株式等の配当等に係る所得
- ・ 株式等譲渡に係る所得
- ・ 特例適用配当等に係る所得
- ・ 条約適用配当等に係る所得

- 2 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う「控除対象配偶者」の定義の改正  
(附則第5条の4関係)

[現 行]控除対象配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のもの

[改正後]同一生計配偶者：改正前の控除対象配偶者の内容

控除対象配偶者：同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者

- 3 個人市民税の課税の特例の改正(附則第8条、附則第17条の2関係)

(1) 肉用牛の売却による事業所得に係る特例の適用期限を平成33年度まで3年間延長

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例の適用期限を平成32年度まで3年間延長

- 4 居住用超高層建築物に係る課税の見直しに伴う改正(第63条の2関係)

居住用超高層建築物に係る固定資産税の課税見直しの内容にかかわらず、区分所有者全員が申し出た割合により固定資産税額を按分するための申出についての規定

5 固定資産税における「わがまち特例」の規定(第61条の2、附則第10条の2関係)

保育の受け皿整備の促進のための税制上の措置として、保育関係事業に供する固定資産に係る課税標準の特例措置について、地方税法の定める範囲内で特例割合を規定

○保育事業に供する固定資産に係る課税標準

・企業主導型保育事業 税額の2分の1を減額

○保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準

・家庭的保育事業 税額の2分の1を減額

・居宅訪問型保育事業 税額の2分の1を減額

・事業所内保育事業(利用定員5人以下) 税額の2分の1を減額

6 固定資産税における災害に関する税制上の措置の規定

(第61条、第63条の3、第74条の2関係)

(1) 被災代替償却資産に係る特例措置の創設

被災者生活再建支援法の対象となった場合、震災等により滅失した償却資産の代替償却資産に係る固定資産税を、最初の4年間に限り、2分の1とする特例措置を創設

(2) 被災住宅用地に係る特例措置の拡充

被災住宅用地に対する住宅用地特例適用について、被災市街地復興推進地域に定められた場合、その適用期限を現行の2年間から4年間に拡充

7 施行期日

公布の日。ただし2は、平成31年1月1日

議案第 53 号

境港市民会館条例を廃止する条例制定について

境港市民会館条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 13 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市民会館条例を廃止する条例

境港市民会館条例（昭和48年境港市条例第12号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。  
（重要な公の施設の指定に関する条例の一部改正）
- 2 重要な公の施設の指定に関する条例（昭和39年境港市条例第16号）の一部を次のように改正する。  
第1条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 境港市民会館の廃止

平成31年度から工事を予定している境港市民交流センター（仮称）の新築に伴い、平成30年度に境港市民会館の解体工事を予定しているため、境港市民会館条例を廃止し、あわせて関係条例の整理を行うもの。

### 2 施行期日

平成30年 5 月 1 日

議案第 5 4 号

境港市公民館条例の一部を改正する条例制定について

境港市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 9 月 1 3 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市公民館条例の一部を改正する条例

境港市公民館条例（昭和31年境港市条例第56号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表を次のように改める。

名 称	場 所
境港市渡公民館	境港市渡町1,356番地の1
境港市外江公民館	境港市外江町2,062番地1
境港市境公民館	境港市湊町1番地
境港市上道公民館	境港市上道町3,186番地
境港市余子公民館	境港市竹内町393番地の2
境港市誠道公民館	境港市誠道町220番地の3
境港市中浜公民館	境港市財ノ木町668番地

第7条中「ならない。ただし、境港市中央公民館の使用に関しては、境港市民会館条例（昭和48年条例第12号）の定めるところによる。」を「ならない。」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

時間区分		午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	昼間 9:00～ 17:00	昼夜間 13:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00	備 考
館名	室名							
渡公民館	大会議室	円	円	円	円	円	円	
外江公民館								
境公民館	料理実習室	520	630	1,080	1,280	1,600	1,930	
上道公民館								
余子公民館								
誠道公民館	1会議室に つき	420	520	850	1,080	1,280	1,600	
中浜公民館								

備考

- 1 使用時間を超過したときは、1時間につき超過した時間帯の30パーセント相当額を別に徴収する。この場合において、30分を超えたときは1時間とみなす。
- 2 冷暖房を使用する場合は、使用料の20パーセント相当額を別に徴収する。

附 則

この条例は、平成30年5月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 境港市中央公民館の廃止

平成31年度から工事を予定している境港市民交流センター（仮称）の新築に伴い、平成30年度に境港市中央公民館の解体工事を予定しているため、境港市公民館条例の改正を行うもの。

### 2 施行期日

平成30年 5 月 1 日

議案第 55 号

境港市日曜休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定について

境港市日曜休日応急診療所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 13 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市日曜休日応急診療所条例の一部を改正する条例

境港市日曜休日応急診療所条例（平成6年境港市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、2年」を「、3年」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 境港日曜休日応急診療所における指定管理期間の延長（第4条関係）  
指定管理期間を「2年」から「3年」へ延長する。
- 2 施行期日  
平成30年4月1日

議案第 56 号

境港市浄化センター条例を廃止する条例制定について

境港市浄化センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 13 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市浄化センター条例を廃止する条例

境港市浄化センター条例（平成元年境港市条例第38号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 浄化センターの廃止に伴う関係条例の廃止

し尿及び浄化槽汚泥の処理について、下水道センターでの受入処理への移行に伴って浄化センターでの処理を終了したため、境港市浄化センター条例を廃止する。

### 2 施行期日

公布の日